

愛南町災害廃棄物処理計画見直し委託業務に係る仕様書

1. 業務名及び内容

- (1) 業務名 令和5年度愛南町災害廃棄物処理計画見直し委託業務
- (2) 策定業務 本仕様書に基づく愛南町災害廃棄物処理計画の見直し
- (3) 対象地区 町内全域

2. 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、愛南町が平成31年3月に策定した「愛南町災害廃棄物処理計画」に令和4年9月改定「愛媛県災害廃棄物処理計画」を反映させた見直しを行ない、既存の南海トラフ地震に伴う被害に特化した処理計画に、近年多発している風水害等に伴う被害を含めた処理計画に改定することを目的とする。

なお、計画作成にあたっては、愛南町地域防災計画等、本町の関連計画や県の計画（地域防災計画、災害廃棄物処理計画等）との整合を図るとともに、環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室より示されている「災害廃棄物対策指針（改定版）」（以下「指針」という）とも整合性のとれた具体的かつ実効性の高い計画を作成するものとする。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和6年3月22日まで

4. 業務実施体制

本業務については、次の①及び②の条件をいずれも満たす技術者を配置し、実施すること。主任技術者は、本業務に従事する者の指導監督など、本業務全体を実務的・技術的に監理すること。

- ① 直接雇用関係を有していること。
- ② 次の項目に該当すること。
 - ア 技術士法に定める技術士（衛生工学部門または総合技術管理部門-衛生工学・廃棄物管理）の資格を有する者。
 - イ 市町村における災害廃棄物処理計画策定実績を有する者。

5. 業務の内容

受託者は、上記の目的を達成するため、次の事項について調査・分析・検証等を行い、災害廃棄物処理計画を策定する。

- (1) 現行処理計画策定後の状況変化を踏まえた改定事項等の検討

本町における地形・地勢・気候、産業統計・土地利用図、人口統計・市町要覧等の基礎データ、地域防災計画等で想定される災害の種類や規模、庁内の組織体制、収集運搬・処理体制、既存の廃棄物処理施設の処理可能量、仮置場候補地等について状況を調査し、現行処理計画策定時からの状況変化についてわかりやすく整理すること。

また、現行処理計画における災害廃棄物発生量を見直し、特に豪雨災害等における被害の様相、災害廃棄物の質（処理困難物も含む）等に着目した整理を行うこと。

これらを踏まえ、処理計画の改定が必要な事項及びその内容を検討すること。

（２）現行処理計画策定後の法令改正等を踏まえた改定事項等の検討

現行処理計画策定後の国の災害廃棄物に関する諸法令の改正事項や通知、県及び町の処理計画やマニュアル等の状況について確認した上で、処理計画の改定が必要な事項及びその内容について検討すること。

また、現行の処理計画策定後に国や県及び町等において、災害廃棄物処理に関する新たな協定締結、支援制度等の創設等があれば、それらについても計画改定が必要な事項としてその内容も含めて検討すること。

（３）廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策に関する改定事項の検討

令和元年12月に環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課が策定した「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン」に従い、必要な取組事項を検討し、処理計画の改定が必要な事項及びその内容について検討すること。

（４）近年の災害から得られた廃棄物処理における知見等を踏まえた改定事項等の検討

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨災害など、既存の処理計画策定後に国内で発生した大規模災害で得られた知見等を整理し、処理計画の改定が必要な事項及びその内容について検討すること。

特に、平成30年7月豪雨等過去の災害において、被災県として得た課題・教訓等の整理を行い、処理計画の改定に反映させる事項及びその内容を整理すること。

（５）総合的な検証及び処理計画改定骨子（案）の作成

（１）～（４）の成果を踏まえ、改定事項及びその内容（図やグラフも含まれる可能性がある）の整理と新たに追加すべき項目について整理し、処理計画改定骨子（案）を作成すること。併せて参考となる資料等もとりまとめること。また、処理計画改定の際に検討すべきポイントを分かりやすく整理し、処理計画改定に活用出来るよう取りまとめること。

（６）関係者との打合せ

本業務の実施にあたり、担当者と業務開始時、中間時、取りまとめ時の打合せを行うこ

と。打合わせに際しては、日程調整、打合わせ場所の確保、資料の作成・説明、議事概要の作成等必要な事務処理全般を行うこと。なお、必要に応じてウェブ会議システムの活用を検討すること。

6. 災害廃棄物処理計画の構成

作成する災害廃棄物処理計画は、5で実施した業務内容を基にする本編とともに、発生量推計方法、仮置場候補地リスト、応援協定の文面、町が事務手続きを行う上で必要となる法令や計画等をあわせて資料集として添付するものとする。加えて、作成した災害廃棄物処理計画の内容を要約した「概要版」を作成する。

7. 成果品

受託者は、成果品として次のものを納品する。なお、電子データにおいては、ワードまたはエクセル（基本）形式とする。

- (1) 愛南町災害廃棄物処理計画印刷製本 A4版カラー印刷 3部（資料集含む）
- (2) 愛南町災害廃棄物処理計画概要版 A4版カラー印刷 20部
- (3) 上記(1)から(2)の電子データ（CD-R）

8. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

9. 中立性の堅持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

10. 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

11. 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公益の安全、その他公益を害することの無いように努めなければならない。